

「原子力事業者防災業務計画の主な内容」

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本的な考え方、運用及び修正について定める。

第2章 防災体制

緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。

第3章 原子力災害予防対策の実施

通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。

第4章 緊急事態応急対策等の実施

原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施などの緊急事態応急対策等について定める。

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。

第6章 その他

他社原子力発電所等で原子力災害が発生した場合の原子力防災要員派遣や資機材貸与等の協力について定める。

以 上